

福島県教育関係退職職員の再就職に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6第1項の規定に基づき、福島県教育委員会（以下「県教委」という。）を退職する職員の再就職についての取扱い及び公表の基準を定めることにより、県教委職員の再就職の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

第2 適用範囲

この要領は、県教委を退職する一般職に属する職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）に適用する。

第3 企業への再就職

1 企業の範囲

この要領の適用対象となる企業は、株式会社等営利を目的とする法人とする。ただし、公共的団体等に含まれる法人を除くものとする。

2 再就職に関する情報の提供

県教委は、企業から求人要請があったときは、退職する職員にその情報を提供するにとどめるものとする。

第4 公共的団体等への再就職

1 公共的団体等の範囲

この要領の適用対象となる公共的団体等は、公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。）、福島県が出資する法人及び公益を目的とする法人格なき社団とする。

2 退職する職員の紹介

県教委は、公共的団体等から要請があったときは、その必要性等を検討した上で、真に必要な場合に限って退職する職員を紹介するものとする。

第5 再就職者による依頼等の規制

再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職をいう。）は、法第38条の2第1項、第4項及び第5項並びに職員の退職管理に関する条例（平成27年福島県条例第109号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

第6 依頼等の承認

法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、職員の退職管理に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第15号。以下「規則」という。）第12条の規定により、再就職者による依頼等の承認申請書（様式1）を所属長を経由し、県教委へ提出するものとする。

第7 再就職の届出

規則第22条の規定に掲げる職に就いている職員であった者は、離職後2年間、条例第3条に該当する再就職をした場合は、規則第24条の規定により、元職員再就職の届出書（様式2）を所属長を経由し、県教委へ提出するものとする。

第8 再就職状況の公表

1 対象職員

公表対象職員の範囲は、本庁課長職以上、教育事務所長又は県教委の所管に属する教育機関の長で退職した職員とする。

2 公表内容

公表内容は、当該職員の氏名、退職時の職名、退職日、再就職先名、再就職先における役職名、再就職日とする。

3 公表時期

県教委は、毎年6月末現在の前年度退職職員の再就職状況について、7月末日までに公表するものとする。ただし、7月以降に再就職した職員については、次年度退職職員の再就職状況の公表に含めるものとする。

4 公表の同意等

公表を行うに当たっては、公表対象職員に対して、あらかじめ氏名等が公表されることを説明し、同意書（様式3）を得るものとする。

また、再就職先である企業又は公共的団体等に対して、あらかじめ団体名等が公表されることを説明するものとする。

第9 補則

この要領に定めるもののほか、退職職員の再就職の手続等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(様式 1)

様式第 1 号 (第12条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

福島県教育委員会 様

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) (氏 名) <small>印</small>	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日 生 (歳)
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連絡先 TEL (- - -)	FAX (- - -)
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 年 月 日	離職時の職	職務内容
離職前 5年間の在職状況等※	所 属 ・ 職	在職期間	職務内容
	自 平成 年 月 日		
	至 平成 年 月 日		
	自 平成 年 月 日		
	至 平成 年 月 日		
	自 平成 年 月 日		
	至 平成 年 月 日		
	自 平成 年 月 日		
	至 平成 年 月 日		

※ 申請者が地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項（又は同条第 8 項）に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名（ふりがな）	（ ）	
所 属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

(様式 2)

様式第 3 号 (第 24 条関係)

元職員再就職の届出書

年 月 日

福島県教育委員会 様

住 所

氏 名

印

電話番号

職員の退職管理に関する条例（平成 27 年福島県条例第 109 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

ふ り 1 氏 名	
2 生 年 月 日	
3 離 職 時 の 職	
4 離 職 日	
5 再 就 職 日	
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

(様式3)

同 意 書

私は、このたび次の企業（団体等）に再就職するに当たり、福島県教育関係退職職員の再就職に関する取扱要領第8に基づき、氏名、県教委退職時の職名、県教委退職日、再就職企業（団体等）名、再就職企業（団体等）における役職名及び再就職日が公表されることについて、同意いたします。

(企業名等)

平成 年 月 日

福島県教育委員会 様

所属・職名

氏 名 印
(記名押印又は署名)

(注) 退職後の職員は、退職時の所属及び職名を記載し、退職時の所属長へ提出すること。